

(平成24年8月1日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認神奈川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	4 件
厚生年金関係	4 件

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成6年3月31日から同年4月20日までの期間について、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、同年4月20日であると認められることから、当該期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立人の当該期間の標準報酬月額については36万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年3月31日から同年5月15日まで
私は、昭和61年10月から平成6年5月までA社に継続して勤務していた。

しかし、厚生年金保険の記録では、平成6年3月31日に被保険者資格を喪失している。調査の上、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成6年3月31日から同年4月20日までの期間について、雇用保険の記録及び同僚の証言から、申立人が当該期間において、A社に継続して勤務していたことが確認できるが、オンライン記録では、同年3月31日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失している。

また、オンライン記録では、A社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日である平成6年3月31日（23年1月6日付けで6年4月20日に変更されている。）より後の同年4月20日付けで、同僚4人の標準報酬月額が4年5月に遡及して訂正されているとともに、同僚22人についても資格喪失日を6年3月31日とする処理が行われていることが確認でき、A社の経理担当者は、「当時、経営不振で、社会保険料の滞納があり、社長が社会保険事務所（当時）と協議していた。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所が、かかる処理を行う合

理的な理由は無く、申立人が、平成6年3月31日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、当該喪失した旨の処理を行った同年4月20日であると認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、当該喪失処理前の記録から、36万円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、平成6年4月20日から同年5月15日までの期間について、雇用保険の記録及び同僚の証言から、申立人がA社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、複数の同僚が所持している給与明細書により、平成6年4月の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、平成6年4月16日であると認められることから、申立期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

また、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額を平成4年5月から同年9月までは47万円、同年10月から5年1月までは44万円、同年2月から同年9月までは38万円、同年10月から6年3月までは41万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年5月1日から6年4月16日まで
夫は、昭和59年9月1日から平成6年4月15日までの期間においてA社に継続して勤務していた。

しかし、厚生年金保険の被保険者期間が昭和59年9月1日から平成6年3月31日までの期間となっている上、4年5月から6年2月までの標準報酬月額が給与支給額より低い20万円となっている。調査の上、標準報酬月額及び資格喪失日に係る記録を訂正してほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録により、申立人が、平成6年4月15日までA社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、オンライン記録から、申立人が平成6年3月31日に被保険者資格を喪失した旨の処理は、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日である同年3月31日より後の同年4月20日付けで行われ、同日において、当初、4年5月から同年9月までは47万円、同年10月から5年1月までは44万円、同年2月から同年9月までは38万円、同年10月

から6年2月までは41万円と記録されていた申立人の標準報酬月額が、遡って20万円に訂正処理されていることが確認できる。

さらに、複数の同僚についても同様の処理が行われていることが確認できる上、A社の経理担当者は、「当時、経営不振で、社会保険料の滞納があり、社長が社会保険事務所と協議していた。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所が、申立人に係る資格喪失日を平成6年3月31日とする処理及び標準報酬月額を遡って減額訂正する合理的な理由は見当たらず、当該処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人のA社における資格喪失日を、雇用保険の離職日の翌日である同年4月16日に訂正し、申立期間に係る標準報酬月額を、事業主が社会保険事務所に当初届け出た4年5月から同年9月までは47万円、同年10月から5年1月までは44万円、同年2月から同年9月までは38万円、同年10月から6年3月までは41万円に訂正することが必要である。

神奈川厚生年金 事案 7848 (事案 3863 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 6 月 12 日から同年 7 月 1 日まで

私は、平成 3 年 6 月 12 日から 4 年 2 月 20 日までの期間において A 社に勤務し、8 か月分の厚生年金保険料を控除されていた。

しかし、厚生年金保険の記録では、平成 3 年 7 月 1 日に資格取得、4 年 2 月 21 日に資格喪失となっており、被保険者期間が 7 か月間しか無い。

前回の申立ては認められなかったが、改めて A 社に問い合わせたところ、同社は、加入手続のミスを認め、控除しすぎた保険料を申立期間の分として追加納付したいと言っていたので、再度、申し立てることにした。

調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、A 社の経理担当者が、「当時、月の途中で入社した社員については、翌月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得させる取扱いにしていた。厚生年金保険料についても、入社した月については控除しておらず、翌月分から控除を始めた。また、当月分の保険料は当月に控除していた。」と証言しているところ、申立人が提出した給与明細書において、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていないことが確認できることなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成 22 年 8 月 31 日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てにおいて、申立人は、「改めて A 社に問い合わせたところ、

担当者が加入手続のミスを認めている。」と述べているが、同社に照会したものの、具体的な回答を得ることができなかった。

したがって、これは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川県厚生年金 事案 7849

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 2 月 26 日から同年 3 月 1 日まで
私は、A社において、昭和 59 年 2 月 25 日まで出勤し、同年 2 月末日までの在籍となるように、残りの出勤日については有給休暇を取得した。厚生年金保険の記録では、昭和 59 年 2 月 26 日が資格喪失日となっているが、正しくは、同年 3 月 1 日が資格喪失日となるはずである。
調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した申立人の退職届及び雇用保険の記録によると、申立人の退職日及び離職日は昭和 59 年 2 月 25 日となっており、オンライン記録における厚生年金保険の資格喪失日と一致している。

また、当時の経理担当者は、「雇用保険の離職日の翌日が厚生年金保険の資格喪失日となるように、一体的に手続を行っていた。」と供述している上、複数の同僚に照会したものの、申立人の申立期間における在籍及び厚生年金保険料の控除について確認できる具体的な供述を得ることはできなかった。

さらに、A社は、「給与関係書類等は残っておらず、申立期間に係る厚生年金保険料の控除については不明である。」と回答している上、申立人も、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川県厚生年金 事案 7850

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 4 月 2 日から 46 年 3 月 1 日まで

私の厚生年金保険被保険者記録を調査してもらったところ、A社、B社及びC社における被保険者期間について、脱退手当金が支給されていることになっていることが分かった。

しかし、私は、B社を昭和 42 年 10 月 15 日に退職した直後に、郷里に帰る費用が必要だったので、A社及びB社に係る脱退手当金については、自身で手続きして受給した覚えはあるが、C社に勤務した 43 年 4 月 2 日から 46 年 3 月 1 日までの期間については、脱退手当金の請求をした記憶は無いし、受け取った記憶も無い。

調査の上、申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社及びB社に勤務した期間の脱退手当金を申立期間以前に受給したと主張しているが、申立期間以前に脱退手当金の支給記録は無い。

また、オンライン記録によると、申立人が受給を認めている期間と申立期間の脱退手当金は、合算して申立期間の後に支給されたこととなっており、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されている上、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

このほか、A社及びB社に勤務した期間の脱退手当金を申立期間以前に受給したことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人から聴取しても、申立期間を含む脱退手当金を受給したことを疑わせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 12 年 7 月 1 日から 13 年 7 月 1 日まで

厚生年金保険の記録によると、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額は9万8,000円と記録されているが、当該期間の給与は50万円であったはずである。

当時の源泉徴収票及び預金通帳の写しを提出するので、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、提出した預金通帳の申立期間におけるA社からの振込金額がオンライン記録の標準報酬月額を上回ることから、申立期間の標準報酬月額の相違を申し立てているところ、オンライン記録によると、平成13年1月10日付けで、それまで59万円及び62万円であった申立人の申立期間に係る標準報酬月額を9万8,000円とする随時改定及び定時決定の訂正が行われていることが確認でき、申立人と同様に役員1名も同様の処理がされていることが確認できる。

しかしながら、商業登記簿謄本から、申立人がA社の取締役であったことが確認できるところ、B厚生年金基金から提出された、同社の取締役会議事録から、平成12年3月15日付けの取締役会において、申立人を含めた2名の役員の出席により、当該2名の役員報酬を同年4月より9万5,000円とすることが承認可決されており、申立人の署名と押印が確認できる。

また、A社は、当該取締役会の決議に基づき、B厚生年金基金に対して加入員給与月額変更届及び同算定基礎変更届を提出していることが確認で

き、申立人の申立期間における厚生年金基金の標準給与月額がオンライン記録における標準報酬月額と一致している。

さらに、申立人から提出された、申立期間を含む平成 12 年分給与所得の源泉徴収票に記載されている「社会保険料等の金額」及びC区が発行した平成 14 年度市民税・県民税課税証明書に記載されている 13 年分「社会保険料」の金額は、オンライン記録の標準報酬月額（申立期間については、変更後の 9 万 8,000 円）から算出した厚生年金保険料額及び健康保険料額の合計額と一致することが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。